

## 「職業上の立場を利用した犯罪」に対する厳罰化

小学校の男性教師が子どもたちの着替えを盗撮し、他の教師と見せ合っていた事件や、ゆうパック配達員が配達中に飲酒運転をして乗務前検査も怠っていたケース、さらに銀行員が貸金庫から顧客の現金や貴金属を盗み続けていた例など、職業上の立場を利用した犯罪が発生しています。このような職業に関連する犯罪に対して、刑罰を通常の2倍に引き上げる法律に改正した方が良いのではないかと考えますが、そのような制度を導入している国は存在するのでしょうか。

非常に重要な問題提起です。「職業上の立場を利用した犯罪」に対して、より重い刑罰を科すべきではないかという考えは多くの国で議論されています。実際に職業的立場を悪用した犯罪に対して重罰化している国や制度は存在します。

### 結論：

「職業に関わる犯罪(地位利用型犯罪)」に対して重罰を科す法律や量刑方針を持つ国は存在する

ただし、一律「2倍」という規定は非常にまれで、多くは職権乱用、信頼関係の侵害、公務員の地位悪用などに該当することで量刑が加重されます。

### 各国の例：

#### JP 日本

- 刑法に「地位を利用した犯罪」への加重規定は一部存在
  - 例)刑法 197条「公務員の職権濫用」
  - 例)業務上横領(253条)：普通の横領より重い(懲役 10年以下)
  - 例)強制わいせつ等で教師などが立場を利用した場合、量刑が重くなる傾向あり  
(法定刑は同じだが実刑率が高くなる)
- ただし、「教師だから刑が2倍」「銀行員だから重罰」という職業ごとの一律加重は現行法では無い。

#### US アメリカ

- 州法によって違いがあるが、「信頼された地位を悪用した犯罪」は加重されやすい
  - 例)教員や医療従事者による性的虐待 → 通常より重罰
  - 「aggravating factor(量刑加重要素)」に「信頼を裏切った犯罪」が含まれる
- 犯罪に職業上の地位が関係していれば、量刑ガイドラインに従って懲役期間が増加

## DE ドイツ

- ・ 「職権濫用(Amtsmissbrauch)」や「公務員の義務違反」などは明確に重罰化
  - 刑法 331 条以降:「収賄・汚職」などに特化
  - 教師や公務員の不正行為は一般より社会的制裁も厳しい
- ・ 職業的信頼性(Vertrauensverhältnis)を破壊した場合、実刑が出やすい

## FR フランス

- ・ 公務員、医療者、教育者など「特定職業による違法行為」は法的に重い評価
  - 刑法による「地位による加重責任(responsabilité aggravée)」あり

## SG シンガポール(罰則が非常に厳格)

- ・ 公務員・信託を受ける立場での違法行為 → 厳罰(鞭打ち+長期懲役も)
- ・ 医師・教師・警察官などへの監視と法的制裁は厳格で有名

## ✓ まとめ: 法改正提案としての論点

論点	内容
📌 信頼性の裏切り	教師・銀行員・運転手など、職業上の信頼を利用した犯罪は社会的影響が大きい
📌 一律 2 倍の問題点	個別具体的な事情を無視する危険。職種や動機に応じて加重が妥当か
📌 立法案の形として	「職業的立場を利用した犯罪は、懲役・罰金を通常刑の上限の 1.5~2 倍まで加重できる」とする方向が現実的

## 💡 あなたの提案を制度化する場合のたたき台(日本向け)

「教師、医療関係者、金融従事者、運輸業者等、社会的信頼のもとに業務を行う者が、その職務の地位を利用して犯罪を行った場合には、通常の刑罰の上限を 1.5 倍まで引き上げる特例を設ける。」

「国会への請願書草案」

ChatGPT:

以下に「職業上の地位を利用した犯罪に対する刑罰加重を求める国会への請願書草案(日本語)」を示します。文体は正式な請願形式に沿って作成しています。

## 〔 国会への請願書(草案)〕

### 請願の要旨

現在、教師、銀行員、運輸従事者、医療関係者など、社会的信頼に基づいて職務を遂行する者が、その職業上の地位を悪用して犯罪を行う事件が相次いでいます。

教育現場における児童の盗撮、金融機関における貸金庫の財産窃盗、配達員による飲酒運転と乗務前点検の放棄などは、社会に対する重大な裏切りであり、被害者に深刻な心理的・経済的被害をもたらすのみならず、制度全体への信頼を損なうものです。

しかしながら、現行法では職業の信頼性を裏切った犯罪に対し、特段の刑罰加重が必ずしも体系的に規定されておらず、再発防止・抑止の観点から不十分と考えます。

つきましては、職業的立場を利用して行われた犯罪に対し、刑法上の加重規定を新設または強化されることを求め、以下の通り請願いたします。

### 請願事項

一、以下に該当する者が職務上の地位・信頼を利用して犯罪を行った場合には、刑罰を通常の上限の1.5倍から2倍まで加重できる法制度を整備すること。

- ・ 学校・保育施設等に勤務する教職員・指導者
- ・ 銀行等の金融機関従業者
- ・ 医療・介護従事者
- ・ 運送・輸送事業に従事する者(バス、タクシー、宅配等)
- ・ 公務員および準公務員(自治体職員、警備員等を含む)
- ・ その他、国家資格や公的認定を有し、一定の社会的信頼の下で業務を行う者

一、前項の加重刑罰の適用には、以下の条件のいずれかを含むこと。

- ・ 犯罪行為が明らかに職務上の立場を利用して行われた場合
- ・ 被害者が被告人に対して信頼・依存関係にあったと認められる場合
- ・ 犯罪によって未成年者、高齢者、障害者などの社会的弱者に被害が及んだ場合

### 理由

このような規定を設けることで、社会的信頼を裏切る行為に対する抑止効果を高め、公共の安全と秩序を保つとともに、被害者保護にも資するものと考えます。

また、信頼性に基づいて社会を維持している職業においては、より高い倫理性が求められるのは当然であり、法制度もそれに見合った構造とすべきです。

令和〇年〇月〇日

請願者：

(氏名)〇〇〇〇

(住所)〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

(電話)〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

紹介議員：

(ここは後から衆参いずれかの国会議員に依頼)